

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

【行政職給料表(-)】

等級	級別標準職務表の職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事補、技師補の職務 消防士の職務	114	11.5%	主事補	73	541	54.6%	係員級
				技師補	10			
				幼稚園教諭	2			
				消防士	29			
				計	114			
2級	主事、技師の職務 相当の経験を有する消防士の職務	112	11.3%	主事	74	541	54.6%	係員級
				技師	13			
				消防士	25			
				計	112			
3級	主任主事、主任技師の職務 消防士長、消防副士長の職務	315	31.8%	主任主事	224	541	54.6%	係員級
				主任技師	48			
				社会教育主事	3			
				幼稚園教諭	8			
				消防士長	32			
				計	315			
4級	主査の職務 消防司令補の職務	141	14.2%	主査	107	541	54.6%	係員級
				消防司令補	34			
				計	141			
5級	出先機関の長の職務 教育機関の長の職務 消防署の出張所長の職務 副主幹(室及び議事事務局に置く副主幹を除く。)の職務 係長、主任主査の職務	149	15.1%	センター、出張所等の所長、館長	8	290	29.3%	係長級
				指導主事・管理主事	11			
				副主幹	20			
				幼稚園教頭	3			
				係長	98			
				主任主査	9			
				計	149			
6級	主幹(室、部及び議事事務局に置く主幹を除く。)の職務 課長補佐の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の補佐の職務 特に困難な業務を所掌する教育機関の補佐の職務 委員会又は委員の事務局長補佐の職務 消防署の副署長又は分署長の職務 副主幹(室及び議事事務局に置く副主幹に限る。)の職務	77	7.8%	主幹	11	77	7.8%	課長補佐級
				課長補佐	45			
				所長・室長・館長	7			
				幼稚園長	1			
				センター、事務所等のセンター長補佐、所長補佐・図書館の館長補佐	6			
				行政委員会事務局長補佐	1			
				副署長・分署長	5			
				副主幹	1			
				計	77			
				7級	次長の職務 会計管理者の職務 委員会又は委員の事務局長の職務 参事の職務 課長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 特に困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 消防署長の職務 主幹(室、部及び議事事務局に置く主幹に限る。)の職務			
会計管理者	1							
行政委員会局長	3							
参事	2							
課長	34							
センター、事務所等のセンター長、所長・館長	7							
主幹	10							
計	67							
8級	理事の職務 局長の職務 室長の職務 部長の職務 議事事務局長の職務 参事監の職務 消防長の職務	15	1.5%			建設局長	1	15
				室長・部長	12			
				議事事務局長	1			
				消防長	1			
				計	15			
合計		990	100.0%					

備考 人数は地方公共団体定員管理調査に基づき作成した人数です。(一般職に属する職員数であり、退職者、派遣職員(他団体に所属する職員を除く)、育休任期付職員などを含み、教育長を除く)

【行政職給料表(二)】

等級	級別標準職務表の職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	自動車運転手など技師補の職務 調理員など業務員の職務	0	0.0%			49	100.0%	
				計	0			
2級	自動車運転手など技師の職務 調理員など業務員の職務	0	0.0%			49	100.0%	
				計	0			
3級	相当の経験を有する自動車運転手など技師の職務 相当の経験を有する調理員などの業務員の職務	36	73.5%	技師	24	49	100.0%	
				業務員	12			
				計	36			
4級	特に豊富な経験を有する自動車運転手など技師の職務 特に豊富な経験を有する調理員など業務員の職務	13	26.5%	技師	9	49	100.0%	
				業務員	4			
				計	13			
合計		49	100.0%					

備考 人数は地方公共団体定員管理調査に基づき作成した人数です。(一般職に属する職員数であり、退職者、派遣職員(他団体に所属する職員を除く)、育休任期付職員などを含み、教育長を除く)